

福岡県公報

平成19年 8 月 22 日
第 2 7 1 8 号

目 次

告 示 (第1568号 - 第1583号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課)	1
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課)	2
県営土地改良事業計画の変更決定 (農地計画課)	2
土地改良区の定款の変更の認可 (農地計画課)	2
市の町の区域の変更 (地 方 課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請 (生活文化課)	6
保安林予定森林の所在場所等 (治 山 課)	6
保安林予定森林の所在場所等 (治 山 課)	7
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (商業・地域経済課)	7
生活保護法に基づく介護機関の指定 (監査保護課)	7
生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (監査保護課)	8
生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (監査保護課)	8
生活保護法に基づく指定介護機関の指定の辞退 (監査保護課)	9
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	9
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	9
公 告	
福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (都市計画課)	9

公安委員会

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求
をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正す
る規則 (警察本部警務課)

雑 報

冷水道路に係る料金を徴収する公告を改正する公告 (高速道路対策室)

告 示

福岡県告示第1568号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の
規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概
要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久
留米商工事務所において縦覧に供する。

平成19年 8 月 22 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 八女稲富ショッピングセンター
 - (2) 所在地 福岡県八女市稲富183番地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
 - (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
 - (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
 - (4) 騒音の発生に係る事項
意見なし
 - (5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

当該地区は、八女市中心市街地である福島地区の伝統的町並みの保全整備を進めている国道交通省補助事業「街なみ環境整備事業地区」の拡大予定の区域に接しています。また、平成20年度には、八女市全域の景観計画を策定し、八女らしい景観形成を推進する方針となっています。

よって、景観に関する下記の事項について配慮を求めます。

公道より望見できる建物・看板（幟旗等含む）・塀・敷地面等の色彩は、極力彩度及び明度を落とし、できれば無彩色とすること。

看板等の屋外広告物は、なるべく高さおよび面積を抑えること。

公道より望見できる室外機等の屋外設備は、覆い等により隠すこと。その際、覆いの色彩についても「 」と同様とすること。

上記の詳細について、事前に八女市の担当課（商工観光課 美しい景観係）と協議すること。

(7) その他

意見なし

福岡県告示第1569号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ミスターマックス粕屋店・サニー粕屋店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2714号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1570号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営畑地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成19年8月22日から 平成19年9月20日まで	福智町役場

福岡県告示第1571号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
上城井土地改良区	平成19年8月10日
西吉富西部土地改良区	
垂水土地改良区	
上毛町唐原土地改良区	
沓尾・長井土地改良区	
曾根中央土地改良区	

福岡県告示第1572号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、直方市長から直方市の町の区域を次のように新たに画する旨の届出があった。

上記処分は、平成19年10月1日から効力を生ずるものとする。

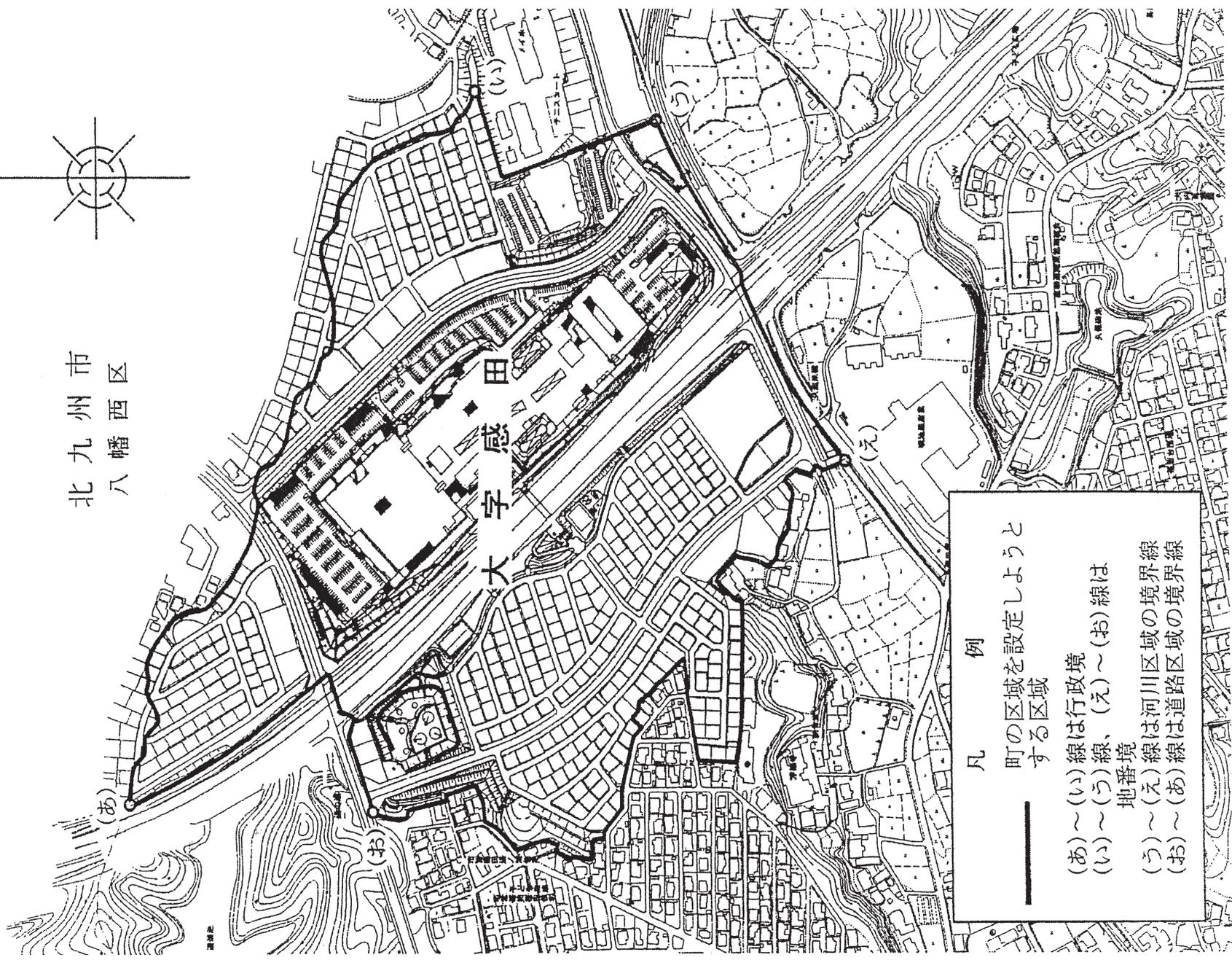
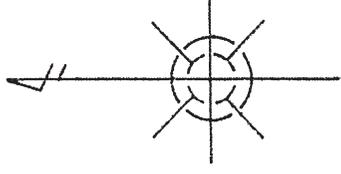
平成19年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

別図1の区域内の字の区域に別図2のように町の区域を設定する。

別図1

北九州市
八幡西区



凡 例

町の区域を設定しようとする区域

(あ)～(い)線は行政境

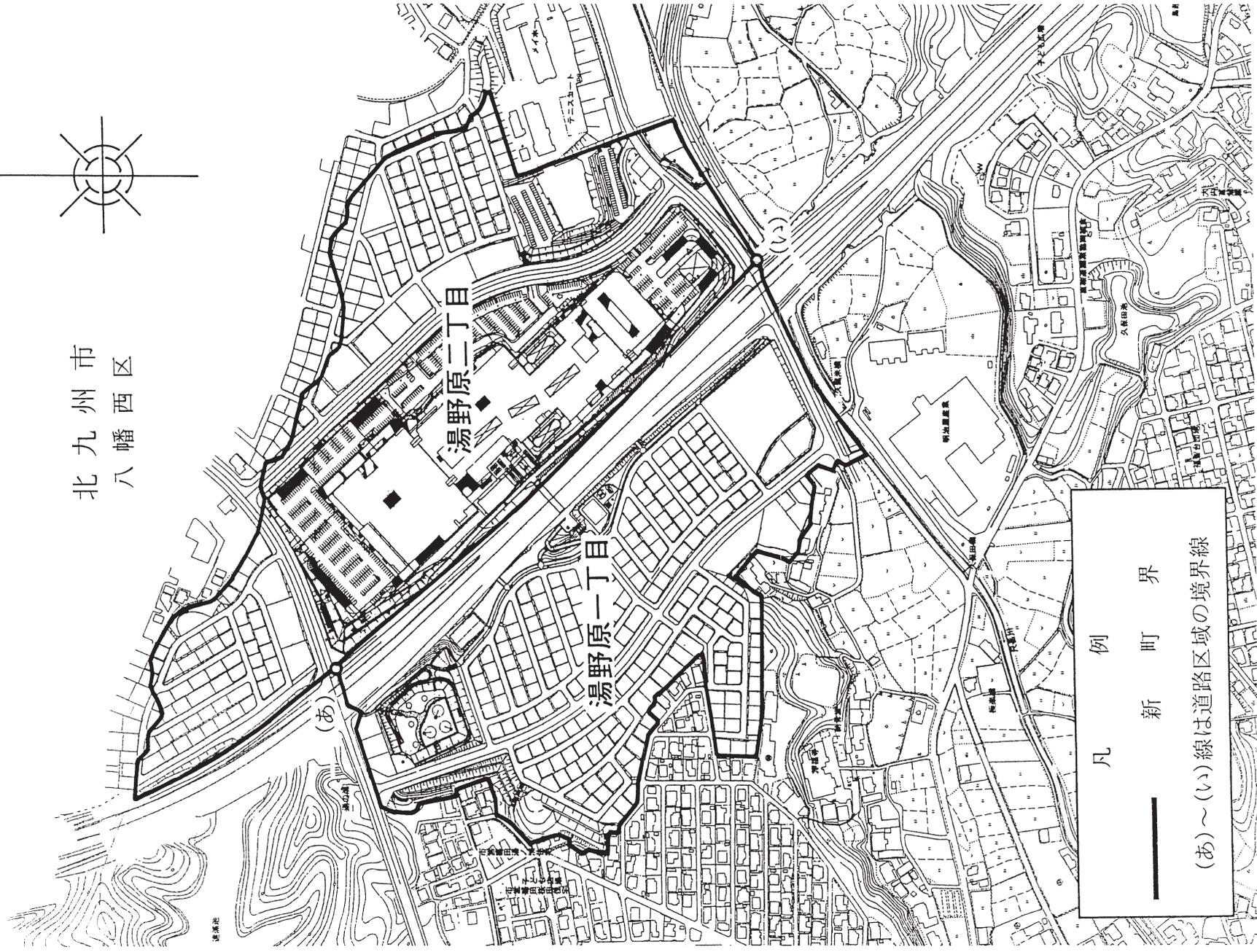
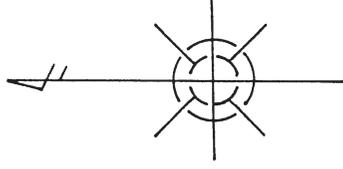
(い)～(う)線、(え)～(お)線は地番境

(う)～(え)線は河川区域の境界線

(お)～(あ)線は道路区域の境界線

別図2

北九州市
八幡西区



凡 例

新 町 界

—

(あ)～(い)線は道路区域の境界線

福岡県告示第1573号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年7月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 くるみ苑

(2) 代表者の氏名

中田 武夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県朝倉郡筑前町朝日817番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する介護や支援が必要な障害者に対して、障害者自立支援法に基づくサービス事業や日常生活を支援する事業を行う。また、イベント参加などの事業を行い、地域との交流を図り、地域社会作りに貢献することにより障害者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1574号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年7月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

N P O 法人Second Place

(2) 代表者の氏名

ハントレイ 芳

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区長浜1丁目2番6-1002号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、働く女性、これから働く女性及びそれに付随する人々に対して、学童保育事業、各種教室やセミナー開催や啓蒙事業、子どもと高齢者と地域住民がふれあえる場の支援事業を行い、働く女性、これから働く女性及びそれに付随する人々が孤立することなく、地域社会と共存できる、活力溢れる元気な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1575号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

福岡市早良区大字椎原字長野553の54・553の58（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1576号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

糸島郡二丈町大字吉井字本谷3・4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。

)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1577号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サニー須恵店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字赤坂488番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第1578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
古介52	やまびこ診療所	古賀市花見南2丁目7-24	19・7・1	訪り・予訪り
柳介歯57	龍歯科医院	柳川市柳町16-4	18・6・1	訪看・訪り・居管・予訪看・予訪り・予居管
粕介薬121	美咲薬局	糟屋郡新宮町美咲2丁目8-5 プラザ井上201号	19・8・1	居管・予居管
久居276	訪問看護ステーションクローバー	久留米市梅満町1204-6	19・7・1	訪看・予訪看
久居279	白ゆり訪問看護ステーション	久留米市荒木町荒木469-1-101	19・8・1	訪看・予訪看

久居278	ウェルフェアー	久留米市東櫛原町2044	19・7・1	福販・予福販
飯居222	フェリスステーションひまわり	飯塚市鯉田1594 - 5	19・8・1	訪介・予訪介
田居135	有限会社ひろしょう訪問介護事業部	田川市新町11 - 14 マルゼンビル3F	19・6・1	訪介・予訪介
田居136	ヘルパーステーションさくらの家	田川市大字弓削田3816 - 1	19・8・1	訪介・予訪介
大野支15	クリスタル介護センターケアプラン大野城	大野城市下大利1丁目13 - 12 舞ビル507号	19・7・1	居支
像居45	むなかた苑通所介護センター	宗像市田久2丁目5 - 30	19・7・1	通介・予通介
像支28	むなかた苑ケアプランサービス	宗像市田久2丁目5 - 30	19・7・1	居支
粕居57	勢門デイサービスれんげ荘	糟屋郡篠栗町大字和田538 - 2	19・7・1	通介・予通介
う居26	有限会社スリーエー	うきは市浮羽町小塩1539 - 2	19・4・1	福用・福販・予福用・予福販
田川居217	ヘルパーステーションほのか	田川郡福智町上野3857	19・8・1	訪介・予訪介
大居152	ふらねコパン	大牟田市新地町14 - 7	19・9・1	認通・予認通
大居153	グループホームなかまちの家	大牟田市中町1丁目5 - 2	19・8・1	認通・予認通
久居277	いちごの里認知症デイサービス輝き八番館	久留米市野伏間1丁目9 - 6	19・7・1	認通・予認通
飯居220	認知症デイサービス「ひより」	飯塚市上三緒1 - 11	19・8・1	認通・予認通
飯居221	グループホーム「ひより」	飯塚市上三緒1 - 11	19・8・1	認共・予認共

春居18	アンクラージュ大橋南デイサービスセンター	春日市桜ヶ丘8丁目29	18・4・1	通介・予通介
飯居113	特別養護老人ホーム本陣園	飯塚市内野3162	18・4・1	短生・老福・予短生
久居146	グループホームじゅうれん	久留米市三潴町西牟田6557 - 89	19・7・1	認共・認通・予認共・予認通

福岡県告示第1579号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻生 渡

所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
久居250	さくら・介護ステーションくるめ東	久留米市通東町5 - 16 富士ビル302号	久留米市通東町5 - 16 富士ビル1階	19・7・9
中居28	デイサービスあひる	中間市土手ノ内1丁目1 - 18	北九州市八幡西区上上津役4丁目7 - 2	19・6・1
田居86	ヘルパーステーション里ごころ	田川市大字糺字長畑ケ1190 - 2	田川市大字糺66 - 3	19・8・2

福岡県告示第1580号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

廃止

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
柳介歯 8	龍歯科医院	柳川市柳町16 - 4	18・5・31
粕介薬62	株式会社箱崎薬局新宮店	糟屋郡新宮町下府5丁目14 - 1	19・7・31
大居127	シルバーサポート元氣	大牟田市南船津町4丁目6 - 13	19・8・1
飯支40	豊園居宅介護支援センター	飯塚市建花寺884 - 11	19・7・1
筑紫支17	株式会社コムスンちくしケアセンター	筑紫野市塔原東2丁目10 - 22	19・5・31

福岡県告示第1581号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第51条第1項の規定に基づき、指定介護機関から指定の辞退があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
京居84	介護付有料老人ホーム小波瀬ひまわり	京都郡苅田町与原3丁目8 - 10	19・8・1

福岡県告示第1582号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字上府字形貝598 - 4、598 - 11から598 - 13まで、601 - 1及び601

- 4 から601 - 14まで並びに水路である町有地の一部

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅東2丁目18番30号
九州八重洲興業株式会社 代表取締役 梶 一政

福岡県告示第1583号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小都市井上字北薬師堂594 - 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
佐賀県鳥栖市曾根崎町1330番地13コーポ山内101
花田 哲

公 告

公告

福岡県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成19年8月22日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 意見募集期間
平成19年8月22日から平成19年9月21日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第16号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成19年8月22日

福岡県公安委員会

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則
犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく傍受令状等の請求をすることができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年福岡県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「刑事管理官」の次に「組織犯罪対策管理官」を加える。

附 則

この規則は、平成19年8月29日から施行する。

雑 報

福岡県道路公社公告第2号

冷水道路に係る料金を徴収する公告を改正する公告を次のように定める。

平成19年8月22日

福岡県道路公社

理事長 田村延行

冷水道路に係る料金を徴収する公告を改正する公告

冷水道路に係る料金を徴収する公告（昭和57年度福岡県道路公社公告第2号）を次のように改める。

1 全線区間（飯塚市内野付近から筑紫野市大字山家付近まで）の料金

車種	普通車	中型車	大型車	特大車	軽自動車等	軽車両等
料金	200	200	300	550	150	20

1 回数券の割引率は設定しないものとする。ただし、大量の通勤者及び通学者等の通行に資すると認められる路線バス（道路運送法第4条の規定により免許を受

けた一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）については、特別措置として回数券の割引率を3割とする。

2 障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、福岡県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車。

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡県道路公社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき福岡県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、福岡県道路公社が別に定めるもの

ロ 割引率

割引率は5割以内とする。

2 料金徴収の期間

昭和58年3月1日から平成28年5月14日まで

附 則

この公告は、平成19年9月1日から施行する。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙等率100%再生紙を使用しています